

## 「会社分割入門」 part3

会社分割を使った事業再生では、「分割前の建設会社の営業年数が承継できる」ことは前号に書きましたが、もう一つ非常に面白い特徴を持っています。

それは「承継する資産負債や権利義務を自分で選ぶことが出来る」ことです。逆の言い方をすると「持って行きたくない資産負債や権利義務を置いていくことだって出来る」とも言えます。

どういうことか？

似たような組織再編である合併と比べるとわかりやすいかも知れません。合併は、包括承継といって消滅する側の資産負債や権利義務を全部まとめて引き継ぐという特徴があります。引き継ぐ資産負債を一つずつ特定することなく一括でまとめられるので、事務手続きがとても簡略化されるというメリットがあります。しかし引き継ぎたくない資産負債、あるいは帳簿に載っていない簿外債務でも自動的に引き継ぐことになるというデメリットもあります。

一方、会社分割においては、引き継ぐ資産や負債を自分で個別に選ぶことができます。

合併では不良債権をもまるごと引き継ぐことになりませんが、会社分割だと不良債権を置いて、いいところだけを持っていくことが出来る、というわけです。

企業再生をめざす会社であればなおのこと、不良債権や過剰な負債に相当悩んでいるでしょうから、これは大きなメリットとなります。

基本的に承継されるのは、その事業に関わる資産負債・権利義務ですが、どの範囲まで含むのかということまで法律で確定しているわけでもなく、それをチェックする機関もありません。あくまでも常識の範囲内ですが、引き継ぐ資産負債を自分の裁量で選ぶことが出来るわけです。

例えば、完成工事未収入金の中に実は回収見込みのない不良債権が含まれている場合、それを引き継ぐと将来的に必ず会社の経営を圧迫していきますので、不良債権は旧会社に置いたまま、健全な資産だけを承継することが出来ます。

最近あった事例でも、決算書で沢山の資産を持っているように見えていたが、実態はその多くが回収見込みのない不良債権というケースでした。

これを実態に合わせて経費処理すると、多額の損失が発生して特定建設業許可の要件である純資産（自己資本）4,000万円以上という条件を満たさなくなるどころか債務超過になる可能性もありました。

すると、特定建設業の許可が維持出来なくなるという重大な問題が発生しま

す。当然、「特定建設業許可を持っていること」を条件としている特AやAクラスを維持することも出来なくなります。

そこで、引き継ぐ資産負債の中に不良債権を含めずに旧会社へ残しておき、新しい会社へ建設業に必要な資産負債のみを引継いで、身軽になった新しい体で再生へのスタートを切ることが可能となるわけです。

ここで大切なことがあります。企業再生を目的とした会社分割では、承継する資産負債を引き受けてくれるスポンサーを探さなくてはなりません。

不良債権から逃れて、いくら身軽になったとしても厳しい財務状態の会社を分割するわけですからほとんどの場合、持っていく資産よりも負債の方が大きくなるのが普通です。

負債よりも資産が多ければ、その差額が純資産（自己資本）となり、引き受ける側の財務体質も強くなるのですが、実際はその逆です。

こういう組織再編を考える会社は、たいてい特AかAクラスですので、必要な許可は特定建設業許可です。ということは、4,000万円以上の自己資本が必要になってきます。

そしてこの4,000万円を出資してくれるスポンサーを探さなくては、計画が成り立たないのです。

当事務所では最近、このような企業再生を目的とした会社分割を何件かこなしてきました。次回からはその具体的な内容をご紹介しますと思います。